

答 申 第 2 9 7 号

平成21年6月16日

千葉県教育委員会

委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年6月16日付け教財第309号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年3月18日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月7日付け教財第5577号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

○

○

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年3月7日付け教財第5577号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 鋸南町は、平成11年度から国保会計の粉飾決算を続けている。千葉県職員は黙認している。
- (2) 粉飾の手法は、国保料を水増し請求し、取り過ぎ分を翌年度精算せず、国保会計の黒字とし、所得割料率と資産割料率を補正しない違法な国保料算出による未請求分を町一般会計から町国保会計へ繰り入れないことで、一般会計を黒字としていた。
- (3) 平成18年度の町の一般会計と国保会計は、剰余金の積み立てを義務付けた地方財政法7条に違反し積み立てをしないことも含めた粉飾決算がされている。粉飾しなければならなかったのは、平成19年度の町立勝山小学校校舎改築工事のための国庫補助や過疎債発行の許可が、赤字決算では認められないためである。（平成14年度以降国保の退職被保険者の介護納付金賦課額のうち平等割と均等割の軽減額を、国民健康保険法72条の4に違反して、軽減合計相当額を社会保険診療報酬支払基金から故意に交付されていないことから国保会計に損害を与えることを、公然と、し続けていること等から故意に行なわれている。）
- (4) 勝山小学校の新校舎は、支持抗58本が岩盤に届かない耐震偽装の設計がされ、建築確認が済んでいないのに虚偽の建築確認済の番号で、入札参加業者の資格確認で町内業者2社しか応札させず、地質調査も追加の16ヶ所を加えた22ヶ所でのボーリング調査しかなく、耐震偽装の設計のままである。勝山小学校の新校舎については、中間検査がされず、支持抗が岩盤に届いていなくても分からないままである。過疎債の許可のため、建築確認の変更も、申請から約1週間で確認済となっていた。新校舎の下は岩盤は一方向への傾斜ではなく複雑な凹凸があるが、どのような凹凸であるのか不明のままである。

- (5) 国民健康保険法 82 条による国庫補助のあった国民健康保険直営診療施設と国民健康保険保健福祉総合施設を料金制有の指定管理者に来年度から委託するが、国からの補助金返還が必要である。
- (6) 国を騙して金を取ってくるため、特に国保会計での粉飾決算まで千葉県職員が黙認しているのは、鋸南町が平成 10 年度から同 16 年度に「国が確認した公債費負担適正化計画」を実施するとしながら、同計画を達成しないことを千葉県職員が黙認したり、国民健康保険法 106 条の实地検査等で千葉県職員が粉飾決算を放置していたからである。千葉県職員は、補助金適化法の情を通じた者として、問題を先送りし、同法の違反を公然としていると言える。このことは、行政文書開示請求をすると文書の特定が出来ないからと補正要求をし、どのような補正をしようと開示請求を却下している事実から明らかであるや、平成 20 年 1 月 26 日付の（H19、12、3 付保指 5422 号、H20、1、25 付保指 5746 号による自己情報開示請求却下処分に対する）異議申立てを諮問せず放置していたことから明らかである。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成 20 年 2 月 21 日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「H20、2、21 付安房郡鋸南町職員措置請求書の請求の要旨に記載されている事実が記載されている行政文書」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。安房郡鋸南町職員措置請求書（同年 2 月 21 日付け）の請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 勝山小学校建設工事の 550 万円の追加支出分の補てんについて

ア 支持杭が岩盤に食い込まないのは、耐震偽装であるから、同校舎の設計後に岩盤に達しない支持杭があったことは、同校舎の設計に欠陥があったのが明らかである。

イ 同校舎の設計発注先が損害賠償すべきなのに、請求をしないで、損害（追加支出分が相当する）を発生させた。

ウ 同校舎の設計発注先へ町長が損害賠償請求するよう勧告することを求める。町長が同請求をしないのなら、町長個人が損害を補てんするよう勧告することを求める。

エ 担当の町職員に重過失があれば、その職員に町長が損害賠償請求させる勧告をすることも求める。

(2) 平成 11 年度から平成 17 年度の鋸南町国民健康保険の会計の損害に

ついて

ア 公文書不存在決定通知書（同年２月１３日付け鋸保第５３号）で、初めて、国保料賦課において所得割及び資産割の各料率算出のために補正がされておらず、そのため賦課限度超過額が発生し、この賦課限度超過額の補てんがされず、国保会計にその分の損害が発生していたことがわかった。

イ 公文書不存在決定通知書（同年２月８日付け鋸保第４７号）で、初めて、退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減額が補てんされておらず、国保会計にその分の損害が発生していたことがわかった。

ウ 上記ア及びイの事実は、国保関係の法令が複雑で簡単に住民が理解できるものではなく、長年、隠されていた事実である。

エ 国保基盤安定負担金の申請の関係書類には、賦課限度超過額や退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減額が記載されていることも隠されていた事実である。

オ 町長に上記ア及びイの補てんがされず国保会計の被った損害を町長個人に賠償させる勧告を求める。

２ 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成又は取得していない）ためとして本件決定を行った。

３ 不開示決定の理由について

(1) 本件請求に係る行政文書開示請求書には、「平成２０年２月２１日付安房郡鋸南町職員措置請求書の請求の要旨に記載されている事実が記載されている行政文書」と記載されている。

また、開示請求書に添付された措置請求書において異議申立人の主張している内容のうち、実施機関に関するのは、「勝山小学校建設工事」に関する部分であり、要約すると次のとおりである。

ア 支持杭が岩盤に食い込まないのは、耐震偽装であり、設計後に岩盤に達しない支持杭があったことは、同校舎の設計に欠陥があったのが明らかである。

イ 同校舎の設計発注先が損害賠償すべきなのに、請求をしないで損害（追加支出分が相当する）を発生させた。

ウ 同校舎の設計発注先へ町長が損害賠償請求するように勧告することを求める。町長が同請求をしないのなら、町長個人が損害を補てんするよう勧告することを求める。

エ 担当の町職員に重過失があれば、その職員に町長が損害賠償請求さ

せる勧告をすることも求める。

- (2) 以上のことから、異議申立人が実施機関に開示を求めている行政文書は、上記(1)アからエまでの内容が記載されている行政文書であると認められる。

そうすると、実施機関が保有する勝山小学校の建設に関する書類は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）に基づき、公立の小中学校等の新築又は増築をした場合に国がその一部を負担することとされている国庫負担事業の申請に関する書類及び申請の前年度に実施した建築計画に関する調査の書類であることから、実施機関は、当該申請及び調査に関する行政文書の中で異議申立人が主張する上記(1)アからエまでの内容が記載されているものを本件請求の対象となる行政文書として特定し、保有する文書の検索を行った。

- (3) 公立小中学校等の新築又は増築における国庫負担事業に関する交付申請の手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等で定められている。
- (4) 勝山小学校については平成19年度に交付申請をしたが、当該交付申請に関する行政文書は、平成19年11月2日付け教財第5041号で異議申立人に対して開示決定及び部分開示決定をしている。

また、勝山小学校の建設については平成18年度に建築計画に関する調査を3回実施しているが、これらの調査に関する行政文書についても同年8月13日付け教財第324号で開示決定をしている。

しかし、これらの行政文書等実施機関で保有している勝山小学校の建設に関する行政文書を確認したが、いずれにも異議申立人が主張する上記(1)アからエまでの内容は記載されていない。

以上のことから、請求のあった行政文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、平成20年3月18日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行い、その理由のうち本件決定に係る部分は次のとおりである。なお、当該理由は本件決定に影響を及ぼすものではない。

- (1) 勝山小改築工事の国庫補助や過疎債発行の許可を受けるため地方財政法に違反した。
- (2) 勝山小の新校舎の設計は、耐震偽装の設計である。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 行政文書の不存在について

- (1) 本件請求には、第3の1(1)及び(2)に「記載されている事実が記載されている行政文書」とあり、本件請求の趣旨は、次に掲げる事実が記載されている行政文書の開示を請求するものと認められる。

ア 勝山小学校の建設工事について

- (ア) 当該学校の校舎を支持する杭が岩盤に食い込まないことは耐震偽装であり、当該校舎の設計を行った後に岩盤に達しない当該杭があったことは、当該校舎の設計に欠陥があったことが明らかであるという事実
- (イ) 当該校舎の設計を受注した者が損害を賠償すべきなのに、賠償の請求をしないで、追加の支出分に相当する損害を発生させたという事実
- (ロ) 当該者に町長が当該請求をするよう勧告することを求めるという事実
- (ハ) 町長が当該請求をしないのであれば、町長個人が損害を補てんするよう勧告することを求めるという事実
- (ニ) 町の担当職員に重過失があれば、当該職員に町長が損害の賠償を請求させる勧告をすることも求めるという事実

イ 平成11年度から平成17年度までにおける鋸南町の国民健康保険の会計の損害について

- (ア) 公文書不存在決定通知書（平成20年2月13日付け鋸保第53号）で、初めて、保険料の賦課額のうち基礎賦課額については、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第4号ただし書、第6号ただし書及び第7号ただし書に規定する補正並びに介護納付金賦課額については、同条第4項第4号ただし書、第5号ただし書及び第6号ただし書に規定する補正がされておらず、同条第2項第4号ただし書に規定する基礎賦課限度額又は同条第4項第4号ただし書に規定する介護納付金賦課限度額を上回り、上回った額に補てんがされておらず、国民健康保険の会計に当該上回った額の損害が発生していたことがわかったという事実
- (イ) 公文書不存在決定通知書（平成20年2月8日付け鋸保第47号）で、初めて、退職被保険者の介護納付金賦課額の減額分が補てんされておらず、当該会計に当該減額分の損害が発生していたことがわかったという事実

(ウ) 上記(7)及び(イ)の事実は、国民健康保険の関係の法令が複雑で簡単に住民が理解できるものではなく、長年、隠されていた事実であるという事実

(エ) 保険基盤安定負担金の交付申請に係る書類には、賦課限度超過額、退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減基準額等が記載されていることも隠されていた事実であるという事実

(オ) 上記(7)及び(イ)の補てんがされず、当該会計の被った損害を町長個人に賠償させる勧告を町長に求めるという事実

ウ 実施機関は、本件請求において、実施機関に係る部分は上記アであり、実施機関が保有する勝山小学校の建設工事に関する書類は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）に基づく国庫負担事業の申請に関する書類及び申請の前年度に実施した建築計画に関する調査の書類としたが、これらの書類に上記アに掲げる事実が記載されていることは確認できなかったと説明する。

エ 審査会の調査審議において、実施機関の説明を覆すような事実は確認できず、また、本件請求に係る行政文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められないことから、これを是認するほかなく、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成20年 6月16日	諮問書の受理
平成20年 7月23日	実施機関の理由説明書の受理
平成21年 3月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年3月24日現在)

